

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成３１年度愛知共同溝監視業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 勢田 昌功 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	平成３１年 ４月 １日
契約の相手方の氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ株式会社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3 4 7 , 6 0 0 , 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3 6 9 , 2 7 0 , 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	本業務は、名古屋国道事務所が管理する共同溝（約68km）のセキュリティの確保を目的に、監視施設等による常時監視、有事の際の通報等を行う業務である。本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対策が極めて重要な課題であることから、共同溝の構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な設備を用いた監視・保安体制の強化が必要である。 さらには、共同溝施設の監視体制、センサー類の設備レベル・配置などは、一般的に、テロ行為などの防止のため秘密にすべき事項であり、特殊性が要求される業務である。 また、共同溝のセキュリティの確保については、中部地方整備局と共同溝占有者との間で「愛知共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書」並びに「愛知共同溝のセキュリティの確保の運用に関する細目協定書」を締結しており、セキュリティ確保の為に実施する常時監視については、警備業法による機械警備により行うことが規定されるなど、極めて高いセキュリティレベルが要求されているものである。 日本ユーティリティサブウェイ株式会社は、警備業法による機械警備業務の実施可能な会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等、監視施設等の設置を含めた監視業務の実施能力を有する唯一の会社であるため。
備 考	